

コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社ヨロズ

第1章 総則

(目的)

第1条 本ガイドラインでは、以下に定める存在意義、経営姿勢、行動指針から成る当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」とする。）の企業理念を実現するため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定め、公正で透明な企業活動を推進しコーポレートガバナンスの体制を整備することで、経営陣幹部の迅速・果断な経営判断を可能とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努める。

企業理念

存在意義

社会貢献を第一義とし、たゆまぬ努力で技術を進化させ、人びとに有用な製品を創造する。

経営姿勢

信頼される経営を信条とする。

行動指針

- 勤労は生きてゆく為の基盤である。
- 信用は仕事の基礎である。
- 創造する思考・行動こそが人間を支える。
- 「安全」「品質」「生産性」は企業活動の基本である。
- 企業活動とは虚業を排し実業に徹することである。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社グループは、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たし、公正で透明な企業活動を推進することで、全てのステークホルダーからの信頼を得て、企業価値を高めることが必要であるとの認識のもと、企業理念の浸透、ヨロズグループ行動憲章及び社員行動規範の策定・実践による自浄作用、さらには機関設計、内部統制システムを含めた企業統治の仕組みの確立により、継続的なコーポレートガバナンスの強化を図る。これにより、経営陣幹部の迅速・果断な経営判断を可能とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努める。

第2章 株主の皆様の権利・平等性の確保

(株主の皆様の権利・平等性の確保)

第3条 当社グループは、株主の皆様の権利を確保し、その権利を適切に行使できるような環境整備に努める。また、株主平等の原則に従って、当社グループの企業活動が特定の株主の利益に偏り、実質的に他の株主の皆様の権利侵害となることがないよう、株主間の公平性を確保する。

(議案の審議)

第4条 当社グループは、株主総会における株主の皆様の意思を具体的に把握し、経営や株主の皆様との対話に反映させるため、株主総会後に、取締役会及び独立諮問委員会で反対票の多かった会社提案議案の反対要因の分析を行い、その対応を検討する。

(議決権の尊重)

第5条 当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であることを認識し、株主の皆様が十分な検討期間をもって、議決権を適切に行使できるよう、株主総会の3週間前までの招集通知発送、株主総会の4週間前までの当社のホームページでの情報開示、議決権電子プラットフォームの活用等に努める。

(株主総会)

第6条 当社は、開かれた株主総会の実現に努め、より多くの株主の皆様に株主総会へ出席して頂くため、適切な開催日時・開催場所の設定を行い、株主の皆様と建設的な対話をを行う。

(株主総会への出席)

第7条 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において自ら議決権の行使を行うことを予め希望する場合、当社の実質株主であることの確認及び名義株主との議決権の重複行使の回避が必要であることから、事前に名義株主と協議しつつ、検討を行う。

(経営陣との対話の機会の確保)

第8条 当社は、決算説明会やIRセミナー、工場見学会等の情報発信及び当社の経営陣幹部と株主の皆様との対話の機会を積極的に設け、皆様からの意見を吸収及び反映するとともに、株主構成の把握に努め、当社グループの持続的な成長と企業価値向上を図る。

2) 株主の皆様との対話全般について、財務担当が統括を行い、建設的な対話が実現できるよう努める。

3) 株主の皆様が面談を希望する場合、業務に支障のない範囲で、面談の主な関心事項、保有株式数等を踏まえて、当社の担当執行役員、社外取締役を含む取締役もしくは関連部署長が面談に臨むものとする。

- 4) 株主の皆様の面談の目的を果たすことができるよう、経理部、総務部、社長室、及び当社顧問弁護士等が十分な連携を取り、株主の皆様の共同の利益を害する事がない範囲で、かつ法令に抵触することのない範囲で、誠意をもって最大限対応する。
- 5) 当社は、株主の皆様の意思を経営に反映させることは企業の重要な責務の一つであるとの認識に基づき、株主の皆様から頂いた貴重なご意見、ご提案等を経営会議で報告し、十分な検討のもと必要に応じた対応をとる。

(政策保有株式について)

第9条 当社は、政策保有株式を保有する場合の方針を以下のとおり策定する。

- 1) 当社の主たる事業が属する輸送用機器、とりわけ自動車業界において、グローバル競争を勝ち抜き、今後も成長を続けていくためには、開発・調達・生産・物流等全ての過程において、様々な企業との協力関係が不可欠であり、また、成長を続ける市場に対応していくためには、継続的かつ相当程度の設備投資が必要であり、資金調達先としての金融機関や共同出資パートナーとしての商社等との信頼関係も重要であるとの考えに基づき、当社は、事業戦略、取引先との事業上の関係や相乗効果等を総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、得意先、同業界部品メーカー、材料メーカー、金融機関、商社等の株式を政策的に保有する。
- 2) 保有する政策保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、主要な政策保有株式の現状について四半期毎に取締役会へ報告するとともに、有価証券報告書においてこれを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行う。
- 3) 政策保有株式について、保有する意義や合理性が認められない場合には、市場への影響等を考慮した上で、原則売却を進める等、政策保有株式の縮減に努める。
- 4) 当社の株式を保有している企業と、経済合理性を欠くような取引は行わない。また、当該企業から株式の売却の意向が示された場合には、その売却を妨げない。

(政策保有株式の議決権行使の基準)

第10条 当社は、議決権の行使は、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、当該企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な視点での企業価値向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行う。具体的には、当該企業株主としての利益最大化が毀損されないと判断した議案に対しては賛成する。株主価値が大きく毀損される事態や社会的不祥事等コーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じるものとする。

(買収への対応方針)

第11条 当社の企業価値、又は株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、当社は、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることがある。しかし、その措置は経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならず、当社は、その導入・運用の必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保する。

(関連当事者間の取引)

第12条 当社グループは、株主の皆様の共同の利益を害することができないよう、法令を遵守し適切な条件に基づき取引を行い、取締役が利益相反の恐れのある取引や競業取引を行う場合は、取締役会及び監査等委員会の承認を得るものとする。

第3章 ステークホルダーの皆様との関係

(ステークホルダーの皆様との関係)

第13条 当社グループは企業理念である「社会貢献を第一義とし、たゆまぬ努力で技術を進化させ、人びとに有用な製品を創造する。」を実現させることを通じ、良き企業市民として社会的責任を果たし、全てのステークホルダーからの信頼を得、良好かつ円滑な関係の維持に努める。

(積極的な情報開示)

第14条 当社は、株主の皆様のみならず、全てのステークホルダーの皆様に当社グループについて理解を深めていただくため、「ヨロズグループ行動憲章」及び「IR ポリシー」に基づき、決算説明会や IR セミナー、工場見学会、当社ホームページ等を通して広く社会とのコミュニケーションを図り企業情報を正確かつ公正に、またできるだけ多くの株主・投資家の皆様に同質な情報が行き渡るよう積極的に適時開示する。

(資本政策及び中期経営計画)

第15条 当社は、資本政策の動向が株主の皆様の利益に重要な影響を与えることを認識し、資本政策の方針について、当社の財務戦略を踏まえて、資金調達の方向性と自己資本の額、有利子負債の水準の目安等を中期経営計画で示し、説明する。支配権の変動等株主の皆様に特に大きな影響を与えることが予想される資本政策については、その必要性、合理性をしっかりと検証し、適切な手続きにより資料を開示することで、株主の皆様に十分な説明を行う。
また、中期経営計画についても定期的に達成状況を確認し、目標未達に至った場合は原因の分析を行い、株主の皆様に説明を行う。

(多様性の確保)

第16条 当社グループは性別、国籍、様々な経歴を持つキャリア採用者をはじめとする多様性を促進し、互いの価値観の違いを認め合い組織力を高め目標に挑戦していくことが、企業パフォーマンスを向上させるとの考えに基づき、ダイバーシティを尊重した採用と登用をすすめ、さらにグローバル規模での人財交流と育成をすすめることによって、多様性を確保し、それぞれが働きやすい環境整備に積極的に取り組む。

(持続可能な発展への取り組み)

第17条 当社グループは社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応が、中長期的な企業価値の向上に重要な要素であると認識し、重要課題（マテリアリティ）を特定し、取り組みを進めるとともに、その状況を積極的に開示する。

(アセットオーナーとしての機能発揮)

第18条 当社は、従業員への福利厚生制度の一環として企業型確定拠出年金制度を設け制度運営を行っている。確定拠出年金制度における運用については、加入者である従業員が自ら運営管理機関に対して指図を行うものであり、運用に伴うリターン及びリスクは加入者である従業員が自ら負担する。そのため、当社がアセットオーナーとしての立場で当該企業年金の積立金の運用に関与することはないが、上場企業として従業員に対して負うべき責任を踏まえ、従業員への運用に対する教育研修等を行う。

第4章 コーポレートガバナンスの体制

(コーポレートガバナンスの体制)

第19条 当社は、業務執行者に対する監督機能を強化し、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレートガバナンスの向上を図るため、以下のとおり体制を整備する。

- 1) 当社は、監査等委員会設置会社とする。
- 2) 取締役会は、監督機関としての取締役会の実効性の向上と、取締役会の審議の充実、及び意思決定の迅速化のため、その業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任する。
- 3) 取締役会の独立性と透明性を確保し、かつ活発な審議ができるよう、2名以上の独立社外取締役を選任する。
- 4) 監査等委員会の委員は、その過半数を社外取締役とする。
- 5) 財務報告の信頼性確保をはじめとした内部統制を充実させる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様の共同の利益のため、その役割・責務を適切に果たし、企業理念の実現を目指す。

- 2) 取締役会は、経営陣に対し実効性の高い監督を行うとともに内部統制やリスク管理体制を適切に整備し、その運用が有効に行われている否かを監督し、コーポレートガバナンスの向上に努める。
- 3) 取締役会は、当社グループのコーポレートガバナンス向上のため、「ヨロズグループ行動憲章」及び「社員行動規範」が広く実質的に実践されているか定期的に検証を行う。
- 4) 取締役会は、法令・定款上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針や重要な業務執行の決定並びに取締役及び執行役員の職務の執行の監督を主な役割とし、迅速果断な意思決定のため、それ以外の事項については、業務執行の決定の全部又は一部

を、取締役に委任できる。

- 5) 取締役会は、会社の業績等の評価を踏まえ、取締役候補者及び経営陣幹部の選任や解任を所定の手続きに従い適切に行うこととし、また取締役及び経営陣幹部の個々の選解任の理由について公表する。
- 6) 取締役が必要と認めたときは、執行役員、使用人、会計監査人、相談役、顧問及びその他の者を出席させて、その意見又は説明若しくは報告を求めることができる。
- 7) 監査等委員を除く取締役は10名以下、監査等委員である取締役を5名以下として、取締役会の機動性及び監査等委員会の実効性を有した監査等委員会設置会社として適正な取締役会の規模を確保する。
- 8) 取締役会の円滑な進行のため、及び議案を事前に精査する時間の確保のため、適切に設定された年間の取締役会開催スケジュールを通知する。
- 9) 取締役会の機能を発揮するためには、正確かつ十分な情報が必要であるとの認識に基づき、取締役（監査等委員である取締役を含む）に必要な情報を、緊急の場合を除き、4稼働日前までに提出する。
- 10) 取締役会については審議に十分な時間を確保し、十分な検討を行う。
- 11) 取締役は、より多角的な議論を行うために、必要に応じて、当社の費用において、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家をアドバイザーとして起用し、出席もしくは意見を求めることができる。
- 12) 取締役会は、内部監査部門が行った監査結果及び内部統制基本方針で定めた事項の整備・運用状況の報告等を受けるものとし、それによって把握された業務執行や執行状況に関する問題について、速やかに改善活動を行う。

（取締役）

- 第21条 取締役は取締役会において、闊達で建設的な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行う。
- 2) 取締役は善管注意義務及び忠実義務を負う。
 - 3) 取締役の選任にあたっては、幅広い業務領域において強みを発揮できる人材、経営管理に適した人材、国際的な経験を持つ人材、企業の持続的な発展と企業価値の向上に資することのできる人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力、ジェンダーのバランス及び多様性を確保する。
 - 4) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の指名については、前項の方針に基づき、方針に合致した人物を選任し指名委員会で協議した上で、取締役会で候補者を決定し、株主総会にて選出される。
 - 5) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は任期を1年とし、監査等委員である取締役の任期を2年とする。
 - 6) 取締役は責務を全うするため、取締役会への出席、及び業務遂行に十分な時間を確保し職務の執行にあたるものとし、他の上場会社との兼任状況については毎年公表する。
 - 7) 取締役の解任については、指名委員会で協議し、以下の解任基準を踏まえた上で、取締役会で決定する。
 - a) 法令もしくは定款に違反し、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を

生じさせた場合

- b) 業務上の支障を生じさせた場合
- c) 職務の継続が困難となった場合
- d) 3項に定める資質が認められない場合
- e) 会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当することとなった場合

(社外取締役)

第22条 当社は、社外取締役を複数名置くことにより、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、公平性と透明性を確保する。

- 2) 社外取締役は、その独立した立場と専門的な知見に基づいた助言を行い、経営の監督を行い、中長期的な企業の発展に努めるものとする。
- 3) 社外取締役として監督機能を十分発揮するため、次に掲げる条件を満たした人物を2名以上、株主総会で選任する。
 - a) 人格・見識に優れた人物であること。
 - b) 会社経営・法曹・行政・会計等の分野において専門知識や経験を有している人物であること。
 - c) 会社法で定める「社外取締役」、及び東京証券取引所の定める「独立性基準」の要件を満たしている人物であること。
 - d) 少なくとも独立取締役又は独立監査等委員1名の推薦又は同意を得た人物であること。
- 4) 社外取締役は、社外取締役のみでの会合を定期的に行い、社外取締役同士の意見交換・認識共有に努める。

(監査等委員会の役割・責務)

第23条 監査等委員会は当社における監督機能の一つとして、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様の共同の利益のため、公正で効率的な監査を行う。

- 1) 監査等委員会は、当社グループの業務が適法かつ健全に運営されるよう監査する。
- 2) 監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務の執行について、適法性及び妥当性の監査を行う。
- 3) 監査等委員会は、監査部門から業務監査結果を聴取し、経営の健全性・適法性を検証する。
- 4) 監査等委員会は、その監査に必要な事項に関し、取締役、執行役員、会計監査人、監査部門、その他関係者から適宜適切な報告を受けるとともに、必要な情報を共有し、監査の質の向上と効率化に努める。
- 5) 監査等委員は、経営会議等の主要な役員会議体に出席するとともに、重要書類の閲覧、代表取締役及び会計監査人との定期的及び随時の意見交換を行う。
- 6) 監査等委員である取締役として、監査及び監督に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を3名以上、株主総会で選任する。
- 7) 監査等委員会の職務は、内部監査部門が補助する。
- 8) 監査等委員会は、外部会計監査人の選定・評価の基準を定め、外部会計監査人が業務

を行うための十分な独立性と専門性を有しているかの確認を行う。

(執行役員)

第24条 執行役員は企業理念に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様の共同の利益のため、取締役から委任された業務を遂行する。

- 2) 執行役員は、善管注意義務及び忠実義務を負う。
- 3) 執行役員は、当社グループの業務に関し十分な経験と知識を有し、業務執行につき十分な能力を有している人物の中から選任される。
- 4) 執行役員はその任期を1年とし、毎年取締役会で選任される。

(独立諮問委員会)

第25条 当社は、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止することを目的として、独立諮問委員会を設置する。

- 2) 独立諮問委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役（その候補者及び補欠者を含む）及び弁護士、公認会計士その他社外有識者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- 3) 独立諮問委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立諮問委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、委任契約が事由の如何を問わず終了したときは、当該時点をもって独立諮問委員会委員の任期も満了する。
- 4) 独立諮問委員会は、必要に応じて、当社の取締役または従業員その他必要と認める者を委員会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。
- 5) 独立諮問委員会は、その職務の遂行に当たり、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができる。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担する。

(指名委員会・報酬委員会の設置)

第26条 当社は、各取締役の指名、報酬に係る機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、過半数の独立社外取締役で構成される「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置し、CEO・経営陣幹部の指名及び報酬の決定等の際には、各委員会に諮問し、各委員会は多様性やスキル等を踏まえた上で取締役会へ提言することとする。

(役員の報酬)

第27条 当社は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の報酬に関しては、当社グループの企業価値向上のために適した人材の確保に必要な水準を設定し、インセンティブを高める報酬体系を構築し、適正な運用を行う。

- 2) 当社は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の報酬については、株主総会で承認を受けた取締役報酬総額の範囲で、当社の定める「役員報酬及び役員賞与支給規

程」に基づき評価を行い、報酬委員会で協議した上で、取締役会で個別の報酬額を決定する。中長期インセンティブである株式報酬については「譲渡制限付株式報酬規程」で基準を定める。

- 3) 社外取締役の報酬は、意思決定や監督の実効性を強化・補完する機能を担うため固定報酬のみで構成し、取締役会で報酬額を決定する。
- 4) 監査等委員である取締役の報酬は、当社の職務執行に対する監査の実効性を確保することを主眼に、業務執行者から独立して監査等委員の職責を全うするために、固定報酬のみで構成する。個別の報酬については、株主総会で承認を受けた取締役報酬総額の範囲で、監査等委員会にて配分を決定する。

(外部会計監査人)

第28条 当社グループは財務報告の信頼性確保のため、専門性・独立性等当社グループの基準に基づいて選定された外部会計監査人から公正な監査を受ける。

- 2) 外部会計監査人は、監査を行うに当たって十分な時間と適切な情報提供を受ける。
- 3) 外部会計監査人は必要に応じて、監査等委員会、内部監査部門、社外取締役、その他部門と連携を取り、業務を執行する。
- 4) 外部会計監査人は代表執行役員、財務執行役員、監査等委員会、内部監査部門、及び社外取締役と定期的に面談を行い、情報の提供・共有、及び報告を行う。
- 5) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応は、監査等委員会、内部監査部門、及び関連部門が、連携して調査を行う。
- 6) 外部会計監査人は、監査等委員会が定めた選定の基準に基づき、その候補者が監査等委員会により決定され、株主総会で選任される。

(教育方針)

第29条 当社の新任取締役（社外取締役を含む）は株主からの受託者責任と法的責任を含む責務を果たすため、善管注意義務と忠実義務等について社内もしくは社外の研修を受けるとともに、当社の経営戦略、財務状態その他重要事項につき、最高経営責任者またはその指名する執行役員から説明を受ける。

- 2) 当社の取締役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。
- 3) 当社は取締役に対して、社内、社外を問わず、毎年1回以上の研修の機会を用意する。

(後継者の育成)

第30条 当社は、最高経営責任者の後継者等の育成のため、企業理念、経営戦略、最高経営責任者の意向等を踏まえ、選定プロセスの透明性を確保した公平性の高い後継者育成計画を策定し、指名委員会及び取締役会において実施状況等を適切に監督する。

(取締役会の評価)

第31条 取締役は年に1回、取締役会の運営状況及び実効性等について、取締役自身へのアンケー

ト、インタビュー等の検証を通して、取締役会の課題を明確化し、コーポレートガバナンスの充実・実効性の向上に努め、その結果の概要を適時適切に開示する。

(内部者通報制度)

第32条 当社グループは、コンプライアンスを基礎にした公正で透明性の高い経営を推進するため、通常の社内組織による解決が困難な問題が発生した場合、いち早く適切に対処できるよう社内通報制度（我慢しないで相談箱）を設け、相談・通報を受け付ける内部窓口及び外部窓口を設置する。内部窓口及び外部窓口の通報対応は、迅速な対応並びに適切な運用の監督のため、社内通報制度管理者及び監査等委員会の両方とする。当社グループは情報提供者の秘匿を行うとともに、情報提供者の不利益取扱を禁止する。
社内通報制度管理者は、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図るとともに、定期的に経営会議に報告し、社外取締役はその報告に虚偽がないかを確認する。

(改廃)

第33条 当ガイドラインの改廃は取締役会決議による。

2015年12月10日 制定

2018年12月10日 改訂

2020年 6月26日 改訂

2021年12月20日 改訂

2022年 6月27日 改訂

2023年 6月28日 改訂

2024年 6月27日 改訂